在韓外国人処遇基本法―外国人の社会統合と多文化共生―

白井 京

【目次】

はじめに

I 韓国における外国人の現状

II 在韓外国人処遇基本法

III 今後の政策方針

おわりに

翻訳:在韓外国人処遇基本法

はじめに

民族主義が社会や文化の基盤として強く意識され、「単一民族国家」を標榜してきた韓国に、近年、外国人が急増している。その多くは、外国人労働者と、国際結婚による移民である。

こうした状況の中で、急増する外国人との共生を掲げ、外国人の社会統合を目指す「在韓外国人処遇基本法」が、2007年5月に制定された。同法は、韓国における外国人政策の基本法となるものである。

韓国でも、日本と同様に少子高齢化が急速に 進展しており、将来的には労働力不足が予想されている。政府は、将来の人口減を見越して、 外国人労働者や結婚による移民の受入れは避けられないとの認識から、政府の管理下での外国 人労働者の受入れに踏み切り、在住外国人の韓 国社会への統合と多文化共生のコンセンサス形 成を目指す方向にむけて舵を切りはじめた。

Ι 韓国における外国人の現状

韓国国内には、合法非合法を問わず「外国人」 はどのくらいいるのであろうか。法務部(日本 の法務省に相当)の調べによれば、不法滞在者 や90日以下の滞在者まで含めた韓国国内の外国人は、2007年8月に100万人を突破した(以下、数値はいずれも2007年8月現在)。これは、韓国の住民登録人口4913万人の2%に相当する。1990年時点では4万9000人であったから、17年で20倍に急増したことになる。

100万人のうち外国人登録をしている長期滞在者は72万4967人であり、不法滞在者は約22万人と推計されている。長期滞在者のうち、56%が労働者、14%が結婚による移民、7%が留学生、23%がその他に分類される。居住地域は、ソウル特別市28.5%、京畿道30%、仁川広域市6%と首都圏に集中している。

国籍別には、中国国籍者が全外国人の44%を 占める44万1334人(うち韓国系中国人は26万 6764人)であり、次いで在韓米軍関係者の多い 米国(11万7938人)、ベトナム(6万4464人)、 フィリピン(5万264人)、タイ(4万2792人) である。なお、日本は2万1968人である。

外国人労働者の93.3%は、中国やアジア各地域出身の単純技能労働者である。韓国では、2004年に「外国人労働者の雇用等に関する法律」が制定され、外国人単純技能労働者を有期契約の正規労働者として政府の管理の下で受け入れる「雇用許可制」が導入されている。これについては、改善を求める声も残っているものの、政府の統制による不正の激減、賃金差別の改善、人権保護の促進、事業主と外国人労働者自身の満足度等において全般的に肯定的な評価がなされている。他方、日本の制度を参考に運営されてきた産業研修制度については、2007年1月をもって廃止された。

政府は、単純技能外国人労働者の受入れと併

行して、ITやバイオ関連の高度に専門的な外国人労働者の受入れの促進を念頭に様々な制度を導入している。しかし、実際にこのような制度により韓国に居住する専門技術外国人労働者の数は、単純技能労働者の数に比すれば微々たるものである。

一方で、国際結婚による移民は、2002年の3 万4710人から2007年7月現在で10万4749人と5 年間で3倍以上になった。国際結婚は農村部を 中心に急増しており、2005年の時点で全結婚数 の13.6%を占めている。農林漁業に従事する新 婚男性の35.9%が、中国やベトナムから新婦を 迎えている。慶尚北道女性政策開発院の調査に よれば、慶尚北道で農林水産業に従事している 男性で2006年に結婚した者のうち、50.2%にあ たる645人が外国人と結婚しているという。

こうした国際結婚の仲介については、これまで政府の規制がなされてこなかったが、人身売買に近い形での結婚や、虚偽情報の提供、仲介業者による金銭的搾取等が問題となっている。この問題については、議員立法による「結婚仲介業の管理に関する法律案」が2007年9月に可決されており、結婚仲介業を法的に規制し、現地法令の遵守を義務付ける等の措置がとられて(年7)いる。

以上のように在韓外国人が急増するなか、いわゆる「外国人問題」と総称される各種の社会問題の状況は、不法就労者の増加、外国人犯罪の増加、地域コミュニティとの摩擦、社会への不適応等に現れている点で、日本の状況とよく似ている。

II 在韓外国人処遇基本法

1 制定の経緯

2006年5月、法務部を中心に17の行政官庁が 集まり、大統領主催の第1回外国人政策会議が 開催された。この会議が開催された背景には、 将来的にフランスで起きた移民暴動のような事件も起こりかねない程、韓国社会において外国人問題が無視できなくなっているという認識があった。増加し続ける外国人の受入れ体制や政策の不備は、社会的コストの増加や異文化摩擦による社会不安を惹起しかねない。これを避けるためには、外国人政策に対し政府が積極的な姿勢を示す必要があると考えたのである。

法務部は、この会議における議論を土台に、 2006年12月に「在韓外国人処遇基本法案」を国 会に提出し、同法案は2007年5月に可決、制定 された。

2 法律の概要

同法は、全5章23か条の本則と1か条の附則 からなる。法律の概要は以下のとおりである。

第1章 総則

第1章は、この法律の目的、用語の定義等を 規定している。この法律は、外国人が韓国社会 に適応して能力を充分に発揮し、国民と外国人 の双方が理解し尊重しあう社会環境をつくるこ とで、国の発展と社会統合に貢献することを目 的としている(第1条)。

「在韓外国人」とは、韓国国籍をもたないが、韓国に居住する目的をもって合法的に滞在している者であり、「結婚移民者」とは、在韓外国人のうち、韓国国籍を有する者と婚姻関係にある者である(第2条)。

国及び地方自治体は、在韓外国人の処遇について政策の策定や施行に努力しなければならず(第3条)、この法律は基本法として他の法律に優先する(第4条)。

第2章 外国人政策の策定及び推進体制

第2章は、外国人政策の策定及び推進体制に ついて規定している。法務部長官は、関係する 各行政機関の長と協議して5年毎に外国人政策

136 外国の立法 235 (2008.3)

基本計画を(第5条)、各行政官庁の長官及び地 方自治体はそれに伴う単年度の施行計画を(第6条)、それぞれ策定し、施行する。

また、外国人政策の主要事項を審議調整する ために、国務総理(大統領を補佐し行政各部を 統括する役職)の下に外国人政策委員会を置く (第8条)。

第3章 在韓外国人等の処遇

第3章は、在韓外国人に対する処遇について 定めている。国及び地方自治体は、外国人及び その子に対する不合理な差別を防止し、人権を 擁護するため努力するよう義務付けられ(第10 条)、外国人が韓国社会に適応するために必要な 教育等の支援を行う(第11条)。特に結婚(事実 婚を含む)により移住した者及びその子につい ては、速やかに社会に適応できるよう支援する (第12条)。

永住権者(第13条)、難民(第14条)、国籍取得者(第15条)に対する処遇も同様に定める。 専門技能を有する外国人労働者の誘致促進(第16条)や、韓国系外国人(第17条)についても規定している。

第4章 国民と在韓外国人が共生する環境の醸成

第4章は、国民と在韓外国人が共生していく 環境の醸成について規定している。国及び地方 自治体は、国民と外国人がお互いの歴史、文化 及び制度を理解し、尊重することができるよう、 教育や不合理な制度の是正に努力する(第18 条)。外国人と共生する社会環境をつくるため、 5月20日を「世界人の日」とする(第19条)。

第5章 補則

補則では、行政関連手続きにおける外国人窓口の設置(第20条)、NGO等の民間団体への業務委託(第21条)や国際交流の活性化(第22条)等について定めている。

基本的にこの法律の対象となるのは合法的に 韓国に滞在している者であるが、不法滞在者に ついても外国人政策の基本計画や施行計画策定 時に含むことができるようになっている。

この法律が制定される前も、たしかに各行政 官庁や自治体が外国人問題の解決に向けた政策 を施行することはあった。例えば、行政自治部 は「居住外国人支援業務指針」の策定等により 各自治体での外国人支援を促しており、女性家 族部は結婚移民に対する支援センターを設置し て韓国社会への定着のためのプログラムを実施 してきた。教育人的資源部(日本の文部科学省 に相当)は、初等中等教育法施行令改正を通じ て不法就労者の子どもの就学を認め、子どもを 通じて不法就労を取り締まることを禁止し、韓 国語の課外授業プログラムを設けるなど、外国 籍や国際結婚家庭の子どもに対する支援を強化 してきた。

しかし、これらの個々の行政官庁の政策は、 行政官庁間での調整が行われていなかったため、似たような政策が重複したり、必要な政策 が欠如していたりと、縦割り行政の弊害が生じていた。

今回の法律の制定により、外国人政策委員会 を中心に、政府として統一した外国人政策を施 行することができるようになった。

同法の制定に続き、外国人政策の総括推進本部として、法務部出入国管理局(1局6課)が「出入国・外国人政策本部」(1本部長、2政策官、1企画官、10課)に拡大改編される機構改革が行われた。既存の出入国関連業務に加え、統合支援政策官の下に「国籍難民課」、「社会統合課」、「国際移民協力課」、「外国籍同胞課」の各課がおかれ、特に「社会統合課」では在韓外国人にとって国内生活に必要な基本知識の教育及び情報提供、外国人に対する差別や人権侵害の防止、多文化への理解増進等を担当すること

になっている。

III 今後の政策方針

2007年10月25日、大統領主催の第2回外国人政策会議が開催された。この会議では、在韓外国人処遇基本法で規定している5年単位の外国人政策基本計画の策定を前に、中長期的な外国人政策の基本方向について論議した。さらに、この基本方向をふまえて2007~2008年度の重点推進課題について論議し、議決した。

同会議において共有された今後の政策環境の 展望は、以下の3点である。

- ① 少子高齢化の進展により経済活動人口が 減少することから、移民への門戸拡大の必 要性は一層高まる。
- ② グローバリゼーションによる国家間の人 材移動が頻繁になるため、優秀な人材の誘 致と離脱防止のための政策が必要である。
- ③ 国際結婚や外国人労働者の増加は拡大傾向にあり、社会的統合の必要性は一層高まる。

これらを前提として、「外国人と共生していく開かれた社会」の実現のための政策目標として、

- ① 開放的な移民受入れを通じた国家競争力 の強化
- ② 質の高い社会統合
- ③ 秩序ある国境管理
- ④ 外国人の人権の擁護

の4点が挙げられた。

以下、これらの政策目標を達成するための 2007~2008年度における重点課題の詳細につい て述べる。

1 開放的な移民受入れを通じた国家競争力の 強化

この会議では、重点課題として、高度外国人 労働者の誘致のための生活環境や入国制度の整 備、一定以上のスキルを備えた単純技能外国人 労働者に対する永住資格の付与が提言された。

後者については、既に2008年1月1日から導入することが予定されている。これは、雇用許可制等により入国し、韓国において5年以上就業した者のうち、産業技師等の資格を有し、賃金・資産・韓国語能力等において一定基準を満たす者に対し、居住資格を付与するものである。居住資格取得後5年が経過すれば、永住資格を申請することもできる。法務部は、潜在的な対象者を約34万人と推定している。

単純技能外国人労働者に永住の可能性を開いたことは、これまでの韓国の単純技能労働者に対する基本的なスタンスであった循環型(定着を避ける政策により長期的な社会的コストの増加を防ぐ)を一部修正したことを示している。

2 質の高い社会統合

質の高い社会統合のための重点的推進課題と しては、多文化に対する理解の増進、結婚移民 の安定的定着、移民2世の健全な成長環境の醸 成が掲げられている。

多文化への理解の増進のためには、学校・職場・社会における多文化教育や公共広告を強化するとしている。

結婚移民の安定的な定着のためには、社会統合教育(移民の社会適応プログラム)の実施や、外国語通訳・講師等としての公共部門への就業斡旋等が挙げられている。前述した「結婚仲介業の管理に関する法律」が制定されたことから、入国後モニタリングシステムの構築等も実施される予定である。

移民2世の学習・自立能力の向上のためには、 制度的な学習補助やいわゆる学童保育の設置運 営、自活プログラムの実施等が挙げられている。

3 秩序ある国境管理

正式ルートで入国する移民を受け入れ、韓国

138 外国の立法 235 (2008.3)

社会への統合を試みる一方で、不法入国、不法 滞在の根絶も政策目標に掲げられている。

重点推進課題としては、不法入国・滞在者の 取締り強化と留学生オンライン管理システムの 構築による移民行政の信頼性の確保、外国人犯 罪予防のための出入国審査における生体認識情 報等の導入が挙げられている。

4 外国人の人権擁護

外国人に対する差別防止及び権益保護の観点から、差別慣行等に対する実態調査の実施や、差別禁止法を制定する計画を重点事項として挙げている。差別禁止法については、外国人政策という文脈だけでなく、人権保護の観点から、あらゆる差別を禁じる法案が法務部により立法予告されているが、賛否両論あり、今後の見通しは不透明な状況である。

その他、取締りや保護の過程における人権保障を徹底し、難民認定や難民への支援システムを構築するとしている。難民認定制度の改善等については、会議後の2007年11月8日、出入国管理法を出入国管理及び難民認定に関する法律に改正する立法予告案を発表している。立法予告案では、難民認定の審査中にある者に対する条件付就業の許容、難民認定されなかった者のうち特に人道的な配慮が必要な者に対する国内滞留の許容等、難民認定関連制度の改善のほか、出入国事犯の取締りや保護制度の改善も挙げられている。

おわりに

韓国では、これまで述べてきた在住外国人の 社会統合と並行して、「単一民族国家」という認 識を改めようとする動きも相次いでいる。

教育人的資源部は、これまで韓国を「世界でも珍しい単一民族国家」としてきた初等中等教育課程での教科書の記述を、今後は、「多人種・

多文化」社会であることを認め、文化的差異による偏見や誤解だけでなく、移住労働者に対する差別や偏見等についても具体的に記述し、理解を深めることができるような内容に改訂するという計画を発表している。

2007年7月には、大韓民国国旗法施行令の改正により、「国旗に対する誓い」の文言から「民族」の文字が消えた。これまでは、「私は誇らしい太極旗の前に、祖国と民族の限りない栄光のために…」であったのが、「私は誇らしい太極旗の前に、自由かつ正義ある大韓民国の限りない栄光のために…」に変更されたのである(下線は筆者による)。

とはいえ、国民の意識は簡単には変化しない。 韓国の代表的な週刊誌である『週刊朝鮮』の記者が、韓国語の通じない東南アジア系外国人に 変装してレストランや商店に入るという取材を 行ったところ、非常に不寛容な対応を受けたと レポートしている。外国人問題に詳しい全北大 学のソル・ドンフン教授は、「移住労働者達と共 生していくうえで最も大きな障害物は、制度だけでは改善しにくい偏見と差別」であると述べている。

もともと外国人に対する差別意識が強いといわれる韓国において、差別意識を払拭し、外国人と共生していくのは容易なことではない。政府の取組みは始まったばかりである。韓国の多文化共生を目指す試みが、今後どのように成果をあげていくのか、注目される。

- *インターネット情報はすべて2008年2月4日現在の ものである。
- *法案、法律案審査報告書、国会会議録等については、 立 法 統 合 知 識 管 理 シ ス テ ム < http://likms. assembly.go.kr/>によった。
- *韓国国内の主要な新聞記事については韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS < http://www.kinds.or.kr/>を利用した。また、『朝鮮日報』につい

ては朝鮮ドットコム統合検索<http://search.chosun.com/main/index.jsp>を利用した。

注

- (1) 「체류외국인100만명 돌파!」(滞在外国人100万人突破!) 韓国法務部2007.8.24付報道資料。ただし、1990年時点の外国人数については、「법무부, "재한 외국인 처우 기본법" 제정 추진」(法務部、"在韓外国人処遇基本法"制定を推進)韓国法務部2006.9.21付報道資料、日本人の長期滞在者数については日本外務省による。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html
- (2) 雇用許可制については、白井京「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』No.231, 2007.2, pp.31-50参照。http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023105.pdf
- (3) 유길상 (ユ・ギルサン)「기고/고용허가제 성공의 마지막 고비」(寄稿/雇用許可制成功の最後の峠) 『京郷新聞』2007.8.22.IOM (国際移住機関) のマッキンレー事務局長は、雇用許可制について、よく考えられたシステムであり他国のモデルになりうると評価している。「서울 온 국제이주기구 매킨리 사 무총장, "한국 고용허가제는 좋은 시스템"」(ソウル来訪の国際移住機関マッキンレー事務総長、『韓国の雇用許可制は良いシステム』)『ハンギョレ』2007.3.17.
- (4) 経済産業省『外国人労働者問題に係る各国の政策・実態調査研究事業報告書』2005.3, p.155. 共学殊「韓国の外国人労働者政策の現状と課題」『世界の労働』Vol.57No.10, 2007.10, pp.8-12によれば、これらの制度を利用して入国した専門技術外国人労働者は、2007年6月時点で約2,400人である。
- (5) 「한국에 결혼이주한 외국인 여성 지원한다」(韓国に結婚移住した女性を支援する)『PRESSian』2006.4.27.
- (6) 「작년 결혼한 경북 농어촌 총각, 절반이 외국인140 外国の立法 235 (2008.3)

- 新婦 いい」(昨年結婚した慶尚北道の農漁村の独身 男性、半分が外国人新婦を迎えた)『朝鮮日報』 2007.12.3.
- (7) 結婚仲介業の管理に関する法律案<http://likms. assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id= 029887>
- (8) 韓国における外国人による犯罪は、入国者数の増加に伴って徐々に増加している。国家統計ポータルにおいて公表している検察庁の外国人犯罪者統計http://kosis.nso.go.kr/Magazine/NEW/KP/KP1208.xls によれば、外国人犯罪者数は2003年6,217人、2004年7,173人、2005年8,313人となっている。
- (9) 「큰 틀 잡은 국내 외국인 '종합대책'…中동포등 '방문취업제' 첫 도입」(大きな枠組みを整えた国内 外国人'総合対策'…中国同胞には'訪問就業制'を初め て導入)『朝鮮日報』 2006.5.27.
- (10) 在韓外国人処遇基本法案http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=038339>
- (II) キム・ソンホ法務部長官の答弁による。『第265回国会法制司法委員会会議録第3号』2007.2.22, p.19.
- (12) 「"출입국・외국인정책본부" 개편」(『出入国・ 外国人政策本部』改編) 韓国法務部2007.5.11付報道 資料。
- (13) 「중장기 외국인정책 기본방향 논의 및 '07~'08 중 점과제 확정」(中長期外国人政策基本方向の論議 及び'07~'08重点課題の確定) 韓国法務部2007.10.25 付報道資料。
- (14) 「외국인 근로자도 영주권을 취득할 수 있다」(外 国人労働者も永住権を取得することができる) 韓国 法務部2007.11.30付報道資料。
- (15) 原語は「コンブパン」(공早 書) であり、直訳すると「勉強部屋」である。この名称は、地域や法人等を主体とする学童保育プログラム、低所得・片親家庭の児童を対象とする児童センター、小規模な塾など、多様な施設・制度に使用されている。ここでは文脈上、学童保育と翻訳した。

- (16) 白井京「差別禁止法案をめぐる論争」『ジュリスト』 No.1348, 2008.1.1-15, p.225.
- (17) 「『출입국관리법』개정안 입법예고」(「出入国管理法」改正案立法予告)韓国法務部2007.11.8付報道資料。
- (18) 「위드의 '힘'—단일민족 강조→문화다양성 수용 … 교과서 내용 바뀐다」(ワードの'力'—単一民族強 調→文化多様性の受容…教科書の内容が変わる)『ソ ウル新聞』2006.4.6.ワードとは、韓国人の母と米国 人の父の間に産まれ、米国スーパーボールで最優秀 選手に選ばれたハインス・ワード選手。
- (19) 「새로운 '국기에 대한 맹세문' 공포」 (新しい『国 旗に対する誓い』公布) 『明日新聞』 2007.7.24.
- (20) 「기자가 외국인으로 변장하고 다녀보니」(記者が外国人に変装して歩いてみたら)『週刊朝鮮』No. 1971, 2007.9, pp.24-25.

(21) 「우리안의 타인들―이주노동자」(私達の中の他人―移住労働者)『京郷新聞』2007.1.1.

参考文献

- ・イ・ヘジン「韓国における産業研修生制度と移住者政策」『女たちの21世紀』No.51, 2007.8, pp.24-27.
- ・岡田浩樹「単一民族国民国家の影の下で―グローバル化と韓国内の外国人労働者」『アジア遊学』No.81, 2005.11, pp.109-120.
- ・宣元錫「韓国の移住外国人と外国人政策の新展開」
 http://www.y-kurata.com/dpkaken/dp07001.
 pdf> (情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究ディスカッションペーパーシリーズ2007年度)

(しらい きょう・海外立法情報課)

在韓外国人処遇基本法

재한외국인 처우 기본법

(2007年5月17日制定 法律第8442号)

白井 京訳

第1章 総則

第1条(目的)

この法律は、在韓外国人に対する処遇等に関する基本的な事項を定めることにより、在韓外国人が大韓民国社会に適応して個人の能力を充分に発揮できるようにし、大韓民国の国民と在韓外国人が相互を理解し尊重する社会環境をつくり、大韓民国の発展と社会統合に貢献することを目的とする。

第2条(定義)

この法律で使用する用語の定義は、以下のとおりである。

- 1 「在韓外国人」とは、大韓民国の国籍を 持たない者で、大韓民国に居住する目的を 持って合法的に滞在している者をいう。
- 2 「在韓外国人に対する処遇」とは、国及 び地方自治体が、在韓外国人を、その法的 地位に従って適正に待遇することをいう。
- 3 「結婚移民者」とは、大韓民国国民と婚姻したことがあり、又は婚姻関係にある在韓外国人をいう。

第3条(国及び地方自治体の責務)

国及び地方自治体は、第1条の目的を達成するために、在韓外国人に対する処遇等に関する 政策の策定及び施行に努力しなければならない。

第4条(他の法律との関係)

国は、在韓外国人に対する処遇等に係る他の 142 外国の立法 235 (2008.3) 法律を制定し、又は改正する場合は、この法律 の目的に適合するようにしなければならない。

第2章 外国人政策の策定及び推進体制

第5条(外国人政策の基本計画)

- ①法務部長官は、関係中央行政機関の長と協議 して、5年毎に外国人政策に関する基本計画 (以下「基本計画」という。)を策定しなけれ ばならない。
- ②基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。
 - 1 外国人政策の基本目標と推進方向
 - 外国人政策の推進課題、推進方法及び推 進時期
 - 3 必要な財源の規模と調達方法
 - 4 その他外国人政策策定等のために必要と 認められる事項
- ③法務部長官は、第1項により策定された基本 計画を、第8条に規定する外国人政策委員会 の審議を経て確定しなければならない。
- ④基本計画の策定手続き等に関して必要な事項 は、大統領令で定める。
- ⑤法務部長官は、基本計画を策定する際には、 相互主義の原則を考慮する。

第6条(年度別施行計画)

- ①関係中央行政機関の長は、基本計画に基づいて所管別に年度別施行計画を策定し、施行しなければならない。
- ②地方自治体の長は、中央行政機関の長が法令 によって委任した事務に関して、当該中央行 政機関の長が策定した施行計画に従って、当

該地方自治体の年度別施行計画を策定し、施 行しなければならない。

- ③関係中央行政機関の長は、第2項に基づいて 策定された地方自治体の施行計画が、基本計 画及び当該中央行政機関の施行計画に適合し ない場合には、当該地方自治体の長に変更を 要請することができ、当該地方自治体が策定 した施行計画の履行事項を基本計画及び当該 中央行政機関の施行計画に基づき点検するこ とができる。
- ④関係中央行政機関の長は、所管別に翌年の施 行計画と前年の推進実績及び評価結果を法務 部長官に提出しなければならず、法務部長官 は、これを総合して第8条に規定する外国人 政策委員会に上程しなければならない。
- ⑤施行計画の策定、施行及び評価等に関して必要なその他の事項は、大統領令で定める。

第7条(業務協力)

- ①法務部長官は、基本計画及び施行計画を策定し、施行し、又はこれについて評価するために必要なときは、国家機関、地方自治体及び大統領令で定める公共団体の長(以下「公共機関長」という。)に関連資料の提出等必要な協力を要請することができる。
- ②中央行政機関及び地方自治体の長は、所管業務に関する施行計画を策定し、施行し、又はこれについて評価するために必要なときは、公共機関長に関連資料の提出等必要な協力を要請することができる。

第8条(外国人政策委員会)

- ①外国人政策に関する主要事項を審議し、調整 するために、国務総理の下に外国人政策委員 会(以下「委員会」という。)を置く。
- ②委員会は、次の各号の事項を審議し、調整する。
 - 1 第5条に規定する外国人政策の基本計画

の策定に関する事項

- 2 第6条に規定する外国人政策の施行計画 策定、推進実績及び評価結果に関する事項
- 3 第15条に規定する社会適応に関する主要 事項
- 4 その他外国人政策に関する主要事項
- ③委員会は、委員長1名を含む30名以内の委員 で構成し、委員長には国務総理を、委員には 次の各号の者を充てる。
 - 1 大統領令で定める中央行政機関の長
 - 2 外国人政策に関して学識と経験が豊富な 者で、委員長が委嘱するもの
- ④委員会に上程する案件と委員会から委任された案件を処理するために、委員会に外国人政策実務委員会(以下「実務委員会」という。)を置く。
- ⑤第1項から第4項までの他に、委員会及び実 務委員会の構成及び運営に関して必要な事項 は、大統領令で定める。

第9条(政策の研究及び推進等)

- ①法務部長官は、基本計画の策定、施行計画の 策定及び推進実績に対する評価並びに委員会 及び実務委員会の構成及び運営等が効率的に なされるように、次の各号の業務を遂行しな ければならない。
 - 1 在韓外国人、不法滞在外国人及び第15条 に規定する帰化者に関する実態調査
 - 2 基本計画の策定に必要な事項に関する研 究
 - 3 委員会及び実務委員会に付議する案件に 関する事前研究
 - 4 外国人政策に関する資料及び統計の管理 並びに委員会及び実務委員会の事務処理
 - 5 第15条に規定する社会適応施策及びその 利用に関する研究と政策の推進
 - 6 その他外国人政策策定等に関して必要と 認められる事項に関する研究及び政策の推

進

②第1項各号の業務を効率的に遂行するために 必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 在韓外国人等の処遇

第10条 (在韓外国人等の人権擁護)

国及び地方自治体は、在韓外国人又はその子に対する不合理な差別の防止並びに人権擁護のための教育及び広報、その他必要な措置をとるよう努力しなければならない。

第11条(在韓外国人の社会適応支援)

国及び地方自治体は、在韓外国人が大韓民国 において生活するのに必要な基本的素養及び知 識に関する教育、情報提供並びに相談等の支援 をすることができる。

第12条 (結婚移民者及びその子の処遇)

- ①国及び地方自治体は、結婚移民者に対する国 語教育、大韓民国の制度及び文化についての 教育並びに結婚移民者の子に対する保育及び 教育支援等を通じて、結婚移民者及びその子 が大韓民国社会に速やかに適応するよう支援 することができる。
- ②第1項は、大韓民国国民との事実婚関係により出生した子を養育している在韓外国人及び その子に対して準用する。

第13条 (永住権者の処遇)

- ①国及び地方自治体は、大韓民国に永久的に居住することができる法的地位を持つ外国人 (以下「永住権者」という。)に対して、大韓 民国の安全保障、秩序維持及び公共の福祉その他大韓民国の利益を害しない範囲内で、大韓民国への入国若しくは滞在又は大韓民国内での経済活動等を保障することができる。
- ②第12条第1項は、永住権者に対して準用する。

第14条 (難民の処遇)

- ①「出入国管理法」第76条の2によって難民認 定を受けた者が大韓民国に居住することを望 む場合は、第12条第1項を準用して支援する ことができる。
- ②国は、難民認定を受けた在韓外国人が外国に 居住する目的で出国しようとする場合は、出 国に必要な情報の提供及び相談その他必要な 支援をすることができる。

第15条 (国籍取得後の社会適応)

在韓外国人が大韓民国の国籍を取得した場合は、国籍を取得した日から3年が経過する日まで、第12条第1項に規定する施策の恩恵を受けることができる。

第16条 (専門外国人労働者の処遇改善)

国及び地方自治体は、専門的な知識、技術又は技能を持つ外国人労動者の誘致を促進できるように、その法的地位及び処遇の改善に必要な制度及び施策を準備するよう努力しなければならない。

第17条(過去に大韓民国の国籍を保有していた 者等の処遇)

国及び地方自治体は、過去に大韓民国の国籍を保有していた者又はその直系卑属(大韓民国の国籍を保有する者を除く。)で、大統領令で定めるものに対して、大韓民国の安全保障、秩序維持及び公共の福祉その他大韓民国の利益を害しない範囲内で、大韓民国への入国若しくは滞在又は大韓民国内での経済活動等を保障することができる。

第4章 国民と在韓外国人が共生する環境の醸成

第18条(多文化に対する理解の増進)

国及び地方自治体は、国民及び在韓外国人が 互いの歴史、文化及び制度を理解し尊重できる ように教育、広報及び不合理な制度の是正その 他必要な措置をとるよう努力しなければならな い。

第19条(世界人の日)

- ①国民及び在韓外国人が互いの文化と伝統を尊重しながら共生できる社会環境を醸成するため、毎年5月20日を世界人の日とし、同日から1週間を世界人週間とする。
- ②世界人の日の行事に関して必要な事項は、法 務部長官、特別市長、広域市長、道知事又は 特別自治道知事が別途定めることができる。

第5章 補則

第20条(外国人に対する民願案内及び相談)

- ①公共機関長は、在韓外国人に民願処理手続き を案内する業務を専門に担当する職員を指定 し、又はその職員をして所定の教育を履修さ せることができる。
- ②国は、電話又は電子通信網を利用して、在韓 外国人その他大統領令で定める者に、外国語 で民願を案内し相談するために、外国人総合 案内センターを設置し、運営することができ る。

第21条 (民間との協力)

国及び地方自治体は、外国人政策に関する事業の一部を非営利法人若しくは非営利団体に委託し、又は委託した事業遂行にかかる費用の一部を支援する等その他必要な支援をすることができる。

第22条 (国際交流の活性化)

国及び地方自治体は、外国人政策に関連する 国際機関に参加し、又は国際会議に出席し、情報交換並びに共同の調査及び研究等の国際協力 事業を推進することにより、国際交流を活性化 するために努力しなければならない。

第23条(政策の公表及び伝達)

- ①国及び地方自治体は、定められた外国人政策 の基本計画及び施行計画等を公表することが できる。ただし、委員会又は実務委員会にお いて国家安全保障、秩序維持、公共の福祉、 外交関係等の国益を考慮して公表しないこと に決定した事項、又は個人の私生活の秘密が 侵害されるおそれがある事項についてはこの 限りでない。
- ②国及び地方自治体は、すべての国民及び在韓 外国人が第1項によって公表された外国人政 策の基本計画及び施行計画等を容易に理解し て利用することができるように努力しなけれ ばならない。

附則<第8442号、2007.5.17>

この法律は、公布後2か月が経過した日から 施行する。

注

「民願」とは、国民が、政府・自治体等の政府機関に対して申請・申告を行うことや、苦情や要望、意見などを 表明すること、あるいは相談への対応を求めることな どを意味する。

(しらい きょう・海外立法情報課)